

# 『特別警報』または『暴風(雪)警報』『洪水警報』が発表された時の措置

特別警報	I : 枚方市に、 <u>午前 7 時の時点で『特別警報』</u> が発表されている場合は、臨時休業となります。		
	II : 登校後に『特別警報』が発表された場合は、原則として全児童学校待機とします。状況に応じて枚方市教育委員会と連携し、その後の対応を決定します。 (基本的には、保護者の方にお迎えをお願いすることになります)		
暴風警報・暴風雪警報	I : 枚方に『暴風警報』『暴風雪警報』『洪水警報』が発表された場合		
	午前 7 時現在	発表中	◇児童の登校を見合わせ解除になるまで 自宅待機とします。
	午前 9 時現在	発表中	◇児童の登校は見合わせ解除になるまで 自宅待機とします。
		解除	◇第 2 校時(9 時 35 分)より授業を行います。 ◇9 時 30 分頃までに学校に着くように集団登校させてください。
	午前 10 時現在	発表中	◇臨時休業とします。
		解除	◇第 3 校時(10 時 40 分)より授業を行います。 ◇10 時 30 分頃までに学校に着くように集団登校させてください。 ◇12 時 20 分頃より下校します。
II : 登校後に「暴風警報」「暴風雪警報」「洪水警報」が、発表された場合は原則的に学校待機とし、保護者の方への引き渡し下校となります。下校開始時刻等はミルメール等でお知らせします。			
III : 留守家庭児童会は、午前 11 時の段階で休室の判断になります。午前 11 時現在、警報が解除されているときは、通常どおり午後 1 時 15 分より(※午前 9 時から午前 10 時の間に解除されたときは午後 0 時 15 分から)開室します。(詳細は、留守家庭児童会室にご確認ください)			
【留意事項】・教育委員会、諸機関との緊急連絡ができなくなりますので、電話でのお問い合わせは、ご遠慮願います。			